

第二次鳴門市教育大綱（素案）

1 大綱の位置づけ

鳴門市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、鳴門市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本となる目標と方針を定めるものです。

各教育施策は、「第二期鳴門市教育振興計画基本計画」（令和4年度改訂版）に基づき推進します。

2 大綱の期間

大綱の期間は、「第七次鳴門市総合計画（前期）」との整合を図ることから、この大綱の計画期間は、令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）の4年間とします。

3 基本理念

「ともに学び 育ち合う 共育のまち鳴門」^{きょういく}

「子どもを社会の中心に据え、『子どもの最善の利益』を第一に考えるまちをつくる」という基本的な認識のもとで、家庭や学校、地域が、地域の将来を担う貴重な人材と共に育てる教育に取り組み、子どもたちが育ち、親が育ち、教職員が育ち、教育に関わるすべての人とまちが共に育つ「共育」を推進します。

【めざす人物像】 豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会に貢献する人

4 施策の6つの基本目標と基本方針

基本目標1 自ら学ぶ力を育む教育の推進

(1) 学びの芽生えを育む就学前教育・保育の推進

(2) 学びに向かう力の育成と学力向上

基本方針 (3) 学校内外の多様な学びの場の充実

(4) I C Tを活用する教育の推進

(5) 学びをつくる教職員の資質向上

基本目標2 おもいやりの心を育む教育の推進

(1) 人権教育の充実

(2) 道徳教育の充実

基本方針 (3) いじめの未然防止と早期対応

- (4) 青少年健全育成の推進
- (5) 読書活動の推進と学校図書館の充実

基本目標3 健やかな身体を育む教育の推進

- 基本方針
- (1) 心身の健康や体力・運動能力の向上
 - (2) スポーツの振興と指導者の育成
 - (3) 安全で安心な学校給食の提供
 - (4) 学校給食をはじめとする地産地消と食育の推進

基本目標4 郷土愛を育む教育の推進

- 基本方針
- (1) 郷土への誇りと愛着を育む教育の推進
 - (2) 地域の誇る史実を継承する教育の推進
 - (3) 次代へつなぐ文化財の継承と活用

基本目標5 まちぐるみの教育の推進

- 基本方針
- (1) 地域とともににある学校づくりの推進
 - (2) 鳴門教育大学との連携・協働の推進
 - (3) 子どもの学びを支える教育環境の確保
 - (4) 安全・安心で快適な学びの場の整備

基本目標6 これからの時代に対応する教育の推進

- 基本方針
- (1) いのちを守る防災・安全教育の推進
 - (2) 外国語教育・国際理解教育の推進
 - (3) SDGs教育（E S D）の推進
 - (4) 生涯にわたる学びを支える学習環境の整備

◆「鳴門市教育大綱」施策の6つの基本目標と基本方針の解説◆

基本目標1 自ら学ぶ力を育む教育の推進

(1) 学びの芽生えを育む就学前教育・保育の推進

すべての子どもに学びや生活の基盤を育み、小学校教育との円滑な接続を図るために、幼保一元化（担当部局一元化）をはじめ一体的な就学前教育・保育を推進します。

(2) 学びに向かう力の育成と学力向上

自ら主体性をもって学ぶ態度を育み、学びに向かう力を高めるとともに、授業改善を進め、子どもたちの学力の確実な定着に取り組みます。

(3) 学校内外の多様な学びの場の充実

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学級や通級指導教室、うず潮教室等、学校内外の多様な学びの場の充実・整備に取り組みます。

(4) ICT^{※1}を活用する教育の推進

ICTを積極的に活用し情報活用能力の育成を図るとともに、一人1台端末環境を効果的に活かしたデジタルならではの学びを推進します。

(5) 学びをつくる教職員の資質向上

子どもの主体的な学びを支える伴走者としての教職員の資質向上と心身の健康に向けて、教職員研修の充実と学校における働き方改革の推進に取り組みます。

基本目標2 おもいやりの心を育む教育の推進

(1) 人権教育の充実

体験を通した学びを重視した人権教育を推進し、自他をかけがえのない存在として認め合い、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図り、同和問題をはじめ様々な人権問題を解決する確かな人権教育に取り組みます。

(2) 道徳教育の充実

人間や自然に対するやさしさやおもいやりの心、畏敬の心、規範意識など豊かな人間性の基盤となる道徳性を養うことができる心に響く道徳教育に取り組みます。

(3) いじめの未然防止と早期対応

学校・家庭・地域・行政が一丸となって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、早期解決に向けて関係機関と連携した組織的な対応を推進します。

(4) 青少年健全育成の推進

子どもたちが安全・安心に学び遊べる地域づくりを推進し、社会と関わりながら高い規範意識や道徳心、公共心などをもてるよう青少年健全育成に取り組みます。

(5) 読書活動の推進と学校図書館の充実

「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」に基づいた活動を推進するとともに、学校図書館を充実し学校図書館を活用した教育活動を推進します。

基本目標3 健やかな身体を育む教育の推進

(1) 心身の健康や体力・運動能力の向上

すべての子どもたちが心身の健康の保持増進や、それぞれの体力・運動能力に応じて、日常的に運動やスポーツに親しむことができる機会の提供に取り組みます。

(2) スポーツの振興と指導者の育成

市民やスポーツ関連団体と連携・協働して、地域のスポーツ環境の整備を図るとともに、中学校部活動の地域移行に向けた指導者の育成等環境づくりに取り組みます。

(3) 安全で安心な学校給食の提供

幼稚園・小中学校における完全給食の実施と、より安全で安心なおいしい学校

給食の提供に取り組みます。

(4) 学校給食をはじめとする地産地消と食育の推進

学校給食をはじめとする地産地消の推進に努めるとともに、生涯を通じ健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域と連携した食育を推進します。

基本目標4 郷土愛を育む教育の推進

(1) 郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進

身近な地域の自然や歴史、文化、伝統産業等に親しむことができる学習機会の充実を図り、郷土を誇りに思う心や、郷土を愛し大切にする心を育む教育を推進します。

(2) 地域の誇る史実を継承する教育の推進

板東俘虜収容所における心温まる交流や賀川豊彦の活動など、先人たちの人を大切にする誇り得る歴史を学び、史実を後世に継承できる教育を推進します。

(3) 次代へつなぐ文化財の継承と活用

貴重な共有財産として地域で育まれ伝えられてきた文化財の保護と活用を進め、地域住民とともに次代に継承することができる環境づくりを進めます。

基本目標5 まちぐるみの教育の推進

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクールと校種間連携のもと、学校と地域との連携・協働により地域とともにある学校づくりを推進します。

(2) 鳴門教育大学との連携・協働の推進

地元に教育大学がある強みを生かし、学園都市化構想をはじめ教育の様々な分野における鳴門教育大学との連携・協働のもと、教育の質の向上と多様な教育課題の解決に取り組みます。

(3) 子どもの学びを支える教育環境の確保

すべての子どもたちの学習機会を保障し、多様な子どもたちが安心して学び、その可能性を引き出すことができる教育環境の確保に取り組みます。

(4) 安全・安心で快適な学びの場の整備

子どもたちが安全・安心で快適に学ぶことができる学校施設・設備の整備とともに、持続的で魅力ある学校教育に資する教育環境の計画的な整備を推進します。

基本目標6 これからの時代に対応する教育の推進

(1) いのちを守る防災・安全教育の推進

家庭や地域と連携し、地域の特性や学校の実情に応じた危機管理に努めるとともに、生涯を通じて自他のいのちを守ることができる防災・安全教育を推進します。

(2) 外国語教育・国際理解教育の推進

未来にはばたく子どもたちが確かな英語力と豊かなコミュニケーション力を身に付けることができるよう、発達段階に応じた外国語教育・国際理解教育を推

進します。

(3) SDGs^{※2}教育（ESD^{※3}）の推進

未来を担う子どもたちが持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、教育活動全体を通じて、SDGsとの関係を意識した教育活動を推進します。

(4) 生涯にわたる学びを支える学習環境の整備

生きがいにつながる多様な学習機会の創出と知的インフラである図書館サービスの充実等、生涯にわたる学びを支える学習環境の整備に取り組みます。

(※1) ICT Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。ICT教育とは、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育のことです。

(※2) SDGs Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際社会共通の目標で、17のゴール（国際目標）と169のターゲット（達成基準）から構成されています。「誰も置き去りにしない」世界の確立がその理念です。

(※3) ESD Education for Sustainable Development の略で、持続可能な開発のための教育のこと。持続可能な社会づくりの担い手を育てるための教育で、持続可能な社会づくりへの価値観と実践力の育成を目的としています。ESDは、持続可能な社会の担い手の育成を通じて、SDGsの達成に直接・間接に貢献するものです。